

河川区域内の土地等の占用等に関する建設省と日本 電信電話株式会社との間の覚書の取扱いについて

平成11年4月1日用地第684号
土木部長通知

標記の件については、平成11年1月27日付け河第766号土木部長通知のとおり、「河川区域内の土地等の占用等に関する建設省と日本電信電話株式会社との間の覚書(昭和60年4月1日付け建設省河政発第34号)」が失効する旨建設省河川局長より通達がありました。

このため、平成11年4月1日以降、会社の線路を移転等した場合には、河川法第76条第1項の規定により、会社に対して通常生ずべき損失を補償することとなりますので留意してください。